

令和7年9月22日

お客さま各位

「当座勘定規定」の改定について

諏訪信用金庫

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2025年10月1日（水）より当座預金の払戻請求書によるお引き出しの取扱いが開始となることを踏まえた内容に改定いたしますので、お知らせいたします。

1. 対象となる主な預金規定等

・当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

令和7年10月1日（水）

3. 主な改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

〈当座勘定規定（一般用）〉

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または<u>当庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>（追加）</p> <p>(4) <u>前項の払戻しに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>

<p>第 8 条（手形、小切手用紙） (5) 紙、小切手用紙、<u>または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>第 15 条（届出事項の変更） (追加) (4) <u>当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。</u></p> <p>第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または 諸届出書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届出書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第 8 条（手形、小切手用紙） (5) 紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p>第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または 諸届出書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届出書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
---	---

引続き、諏訪信用金庫をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以上